

令 和 4 年 度 債 権 放 棄 一 覧

「横浜市の私債権の管理に関する条例」に基づき、令和4年度中に放棄を行った債権は次の一覧のとおりです。

会計	債権名	金額(円)	件数	款	項	目	節	適用号	所管部署	
一般会計	市立保育所延長保育負担金	498,880	48	16	1	1	2	第3号	子ども青少年局 保育・教育認定課	
	学校給食費負担金	20,540,367	707	16	1	9	2	第3号	教育委員会事務局 健康教育・食育課	
	福祉授産所使用料	31,509	4	17	1	6	2	第3号	健康福祉局 障害施設サービス課	
	市営住宅使用料		1,516,700	13	17	1	8	1 2	第1号	建築局市営住宅課
			2,022,400	7	17	1	8	1 2 3	第2号	
			1,164,011	16	17	1	8	2	第3号	
			782,246	3	17	1	8	2	第4号	
			491,800	9	17	1	8	2	第5号	
	高等学校授業料	56,700	2	17	1	12	3	第3号	教育委員会事務局 学校支援・地域連携課	
	土地貸付料	498,702	10	20	1	1	1	第3号	財政局ファシリティ マネジメント推進課	
	普通財産一時貸付契約に伴う貸付 料及び損害賠償金	3,092,246	1	20	1	1	1	第3号	港湾局港湾管財課	
	横浜市同和世帯更生資金貸付金	4,118,025	7	24	3	2	1	第3号	市民局人権課	
	技能職設備資金貸付金元利収入	695,800	2	24	3	4	11	第3号	経済局雇用労働課	
	技能職振興資金貸付金元利収入	268,000	1	24	3	4	12	第3号		
高等学校入学資金貸付金元利収入		210,000	3	24	3	11	1	第3号	教育委員会事務局 学校支援・地域連携課	
		70,000	1	24	3	11	1	第5号		

会計	債権名	金額(円)	件数	款	項	目	節	適用号	所管部署
一般会計	違約金(土地貸付料)	500	3	24	5	1	7	第3号	財政局ファシリティ マネジメント推進課
	特別定額給付金返還請求権	1,396,119	2	24	5	2	9	第4号	市民局総務課
	学校給食費 支払督促申立手続費用	23,300	5	24	5	14	3	第3号	教育委員会事務局 健康・教育食育課
	障害者住み替え住宅家賃助成金	537,500	1	24	5	14	3	第1号	健康福祉局 障害施策推進課
	MM21地区53街区暫定通路ハイブリッド街路灯撤去に係る費用	3,980,605	1	24	5	14	3	第4号	都市整備局 みなとみらい・東神奈川 臨海部推進課
	住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金返還金	300,000	3	24	5	14	3	第1号	健康福祉局総務課
	市営住宅返還費(原状回復費等)	1,444,992	8	24	5	14	3	第3号	建築局市営住宅課
	市営住宅損害賠償金	1,096,900	1	24	5	14	3	第1号	建築局市営住宅課
		2,227,952	1	24	5	14	3	第4号	
		806,600	1	24	5	14	3	第5号	
	臨時運行許可番号票未返却者等への実費弁償請求代金	14,032	8	24	5	14	3	第3号	市民局区連絡調整課
3,286		2	24	5	14	3	第5号		
公立保育園主食代	2,400	2	24	5	4	5	第3号	子ども青少年局 保育・教育支援課	
国民健康保険事業費会計	一般被保険者第三者納付金	241,429	4	8	2	1	4	第3号	健康福祉局保険年金課
介護保険事業費会計	委託業務不履行に伴う違約金及び損害金	265,356	1	9	2	1	7	第5号	健康福祉局介護保険課
	後見開始の審判請求に要した費用の求償	6,995	1	9	2	1	7	第2号	港北区 高齢・障害支援課
中央卸売市場費	本場収入	570,447	1	6	1	1	1	第2号	経済局中央卸売市場 本場運営調整課
		54,124	2	6	1	1	1	第3号	経済局中央卸売市場本 場運営調整課
母子父子寡婦福祉資金会計	母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入	4,431,491	14	1	1	1	6.8, 10, 11	第3号	子ども青少年局 子ども家庭課

会計	債権名	金額(円)	件数	款	項	目	節	適用号	所管部署
病院事業会計	市民病院入院収益、外来収益及び 室料差額収益	8,839,020	237	1	1	1 2 3	1 1 1	第3号	医療局病院経営本部 病院経営課
	脳卒中・神経脊椎センター入院収 益、外来収益及び室料差額収益	4,177,972	65	2	1	1 2 3	1 1 1	第3号	医療局病院経営本部 病院経営課
水道事業会計	未収水道料金	60,557,108	22,080	1	2	1	1	第3号	水道局サービス推進課
	水道管毀損に伴う修繕代金等	566,615	9	1	2	1	5	第3号	水道局給水維持課
	はまっ子どうし販売代金	43,952	5	0	3	7	0	第2号	水道局広報課
	水道用地使用料	1,656	1	1	2	2	3	第3号	水道局資産活用課
自動車事業会計	バス車両事故に係る損害賠償金	848,624	1	1	1	5	99	第4号	交通局本牧営業所
下水道事業会計	横浜市水洗便所設備資金貸付金返 還金	562,600	2	1	5	2	1	第3号	環境創造局管路保全課
合 計		129,058,961	23,295						

〈参考〉 横浜市の私債権の管理に関する条例（抜粋）

第7条 市長等は、市の私債権（その額が5,000,000円以下のものに限る。）について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該市の私債権及びこれに係る既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金を放棄することができる。

- (1) 債務者が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者又はこれに準ずると認められる者であり、資力の回復が困難で当該市の私債権について履行される見込みがないと認められるとき。
- (2) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項その他の法令の規定により債務者が当該市の私債権につきその責任を免れたとき。
- (3) 当該市の私債権について消滅時効に係る時効期間が満了したとき(債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。)
- (4) 当該市の私債権について令第171条の2の規定による強制執行の手続をとっても、なお完全に履行されず、かつ、当該強制執行の手続が終了した場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、履行される見込みがないと認められるとき。
- (5) 当該市の私債権について令第171条の5の規定による徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、履行される見込みがないと認められるとき。
- (6) 債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行の費用並びに当該市の私債権に優先して市及びその他の者が弁済を受ける債権の金額の合計を超えないと見込まれるとき。